

お届け印の省略によるお手続き（捺印省略手続き）のご案内

オリックス銀行株式会社

「お届け印」を使わない＜捺印省略手続き＞についてご案内します。

＜捺印省略手続き＞

以下の手続きでは、すでに「お届け印」を登録いただいているお客さまにも、捺印に代えて本人確認書類を提出することにより、捺印省略手続きを利用いただけます。捺印省略手続きをご利用の場合には、捺印に代えて裏面の本人確認書類をご提出ください。なお、一部対象外の手続きがありますのでご注意ください。

届出事項変更届（個人用） ※変更内容に印鑑変更を含む場合は、捺印省略できません。 ※氏名変更を含む場合も捺印省略できませんが、「印鑑レス取引」のみの場合または投資用不動産ローン・住宅ローン取引のみの場合は捺印省略可能です。
喪失届（兼手続依頼書） ※喪失物件に印鑑を含む場合は、捺印省略できません。
発見届
お客さまカード喪失届（兼依頼書）
口座利用パスワード喪失届（兼手続依頼書）
預金口座支払停止届（兼解除依頼書）
スマートフォン認証サービス利用変更依頼書
残高証明書発行依頼書（兼手数料口座引落依頼書）・各種証明書発行依頼書 ※取引が終了している場合は、捺印省略できないことがあります。
停止依頼書（残高証明書定例発行）
成年後見制度に関する届出書
成年後見制度に関する届出書（共同後見）
eダイレクト金銭信託取引における「申込取消申出書」および「中途解約申出書」
元本保証型合同運用指定金銭信託取引における「振込先変更届」および「受取人に関する変更届」
郵送停止手続き解除依頼書（返済予定表等）
返済実績表 発行依頼書

【注意事項】

- 本人確認書類は、当社にお届け済みの住所が記載されているものに限り、ただし、住所変更の場合は、新住所が記載されているものに限り、
- 氏名変更の場合は、改姓・改名の事実（旧氏名の表示）が記載されているものに限り、
- 投資信託口座をお持ちのお客さまで、「特定口座異動届出書（兼告知書）」を提出する場合は、「投資信託口座（特定口座）をお持ちの方へ」をご確認ください。
- 手続き書類の記入を訂正する場合は、二重線で消して、訂正箇所の近くに赤字で氏名をご記入ください。

＜印鑑レス取引＞

当社で取り扱う「お届け印」の登録が不要な以下の印鑑レス取引において各種手続きをされるお客さまも、捺印は不要ですが、裏面の本人確認書類をご提出ください。

- eダイレクト預金（2020年8月25日以降に預金口座開設を申し込んだ場合のみ）
- 投資用不動産ローン（新規借入時に電子契約を利用した場合のみ）
- カードローン

提出いただく本人確認書類（いずれか1点）

本人確認書類		有効期限	注意事項
マイナンバー（個人番号）カード	コピー	有効期限内	・表面のみ（裏面は添付しないでください。）
運転免許証 または 運転経歴証明書	コピー	有効期限内	・両面 ※1 欄外参照 ※2 免許条件欄にある保険医療情報の記載は塗りつぶしてください。
在留カード または 特別永住者証明書	コピー	有効期限内	・両面
日本政府発行のパスポート ※氏名変更の場合は不可	コピー	有効期限内	・「顔写真のページ」と「所持人記入欄（住所記載）のページ ※3 2020年2月4日以降に申請されたものは「所持人記載欄（住所記載）」がないため利用できません。
各種健康保険証 ※氏名変更の場合は不可	コピー	有効期限内	・「自宅住所」、「氏名」、「生年月日」が確認できるページ ※4 保険者番号、被保険者等記号・番号は塗りつぶしてください。
各種年金手帳 または 各種福祉手帳 （母子健康手帳を含む） ※氏名変更の場合は不可	コピー	有効期限内	・「自宅住所」、「氏名」、「生年月日」が確認できるページ ※5 基礎年金番号、障害名、障害等級は塗りつぶしてください。
戸籍全部事項証明書（謄本） または 戸籍個人事項証明書（抄本） のどちらかと 戸籍の附票の写し	原本 または コピー	発行日より 6カ月以内	※1（欄外参照）
住民票の写し、 住民票記載事項証明書 または 印鑑登録証明書	原本 または コピー	発行日より 6カ月以内	

※1 本籍地、個人番号、住民票コードの記載のないものを提出してください。これらの記載がある場合は、該当部分につき家族分を含め、すべて塗りつぶしてください。